

## 災害時における三条市と郵便事業株式会社三条支店の協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と郵便事業株式会社三条支店（以下「乙」という。）は、三条市内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、三条市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (3) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

### （災害対策本部への職員派遣要請）

第5条 甲は乙に対し、情報収集を行うため必要に応じて、三条市災害対策本部への乙の職員の派遣を要請することができる。

### （災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

### （防災訓練への参加）

第7条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が実施する防災訓練に参加する。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては三条市総務部行政課長とし、乙においては郵便事業株式会社三条支店総務課長とする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし期間満了の日の1か月前までにいずれからも申出がないときは、この協定は、更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年5月20日

甲 三条市  
代表者 三条市長 國定 勇 人

乙 三条市旭町二丁目1-1  
郵便事業株式会社三条支店  
支店長 秋田 進 一